



KAIGO TREND NEWS

ヘルパーさんを育てる



麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩

7) ヘルパー研修について

必要な研修は「情報公表」に載っています。それらは実施しなければなりません。情報公表に載っていない研修でも必要な研修があります。それが「観察」と「記録」です。

訪問介護で実施した記録は公文書なので、記録した情報は利用者本人のもので、これは「個人情報の保護に関する法律」の第1条に書いてあります。「第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」このように個人情報を適切に扱うように定義されており、個人の情報の売買は禁止されています。訪問介護での個人サービスの実施記録は本来利用者さんのものなので、事業所が勝手に扱うことはできないのです。また、介護保険制度を利用することは国の制度を利用することです。利用者負担以外の保険料は行政から報酬としていただきます。よって実施記録は行政が命じた際、その目的に合わせて開示しなければならない義務が生じます。介護記録の働きには ①介護保険を順守して利用したという証明、②適正なサービスを受けたという利用者の承諾の証明、③適正に提供した事による報酬の請求となる根拠の証明、④サービスを提供したヘルパーさんは誰かという確認証明、⑤介護サービスの質の向上としての資料になります。ですから訪問介護実施記録は公文書であることを研修でしっかりと伝えなければなりません。また誤り箇所の修正方法や、修正するのはヘルパー本人でないといけない（サービス提供責任者が修正してはいけません）こともヘルパーさんが理解しておかなければなりません。

「観察」は事実を記録するうえで重要です。法律の第19条には「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。」とあります。間違った内容を記録したりサービスを提供した時間帯が異なったりした場合は適切ではありません。文書偽造による指定取り消し事業者も多いです。この場合、介護保険では報酬（1割負担も含めて）返金するほか罰金が科せられ指定取り消しになりますが、訴訟となったら私文書偽造又は変造（刑法156条）に及ぶ可能性もあります。普段記録をしているものが、こんなに大変重要なものであることを理解し、正確に記録し観察する技術を得なければなりません。サービス提供責任者はヘルパーさんにどうしても見ておいてほしい点を伝え、それについて正確に記録しているかチェックしなければなりません。介護保険では、サービス提供時には家事代行においても本人の心身の状態を把握しなければならないようになっていきます。そのことをまずヘルパーさんに伝え、心身の状態を詳細に記録するようにしましょう。次のステップでは本人の意欲や関心、介護への協力等について記録できるようにしましょう。共に行う介護では、どんな援助をしたことで本人がどのような効果があったか記録に書けるといいでしょう。

皆さんの事業所では「観察」や「記録」について研修をしていますか。事業所の中で研修を実施されるようお勧めします。



事業所
訪問
6

臨機応変、柔軟で丁寧な関わりを持つことで、
人と人との間を大事にするケアを。

通所介護事業 株式会社 玄玄 (げんげん)

広島市佐伯区五月が丘1丁目 12-11 TEL 082-941-5166 FAX 082-941-5195
平成19年4月1日開設 <http://gen-gen.com>

築30年の民家を選んだのは、 「イニシャルコストを抑えたかった」から

古い住宅を利用し、認知症やその周辺症状により、手厚いケアを必要とする方を積極的に受け入れ、柔軟で丁寧なケアを行っている「玄玄」は、開所して4年目。現在は、要介護4の方を中心に要介護3～5と認定された方17～18名が登録、平均10名前後が毎日利用(定員は14名)している。職員は常勤7名、パート勤務3名のうち、5～7名が毎日のケアを行っている。

事業所開設にあたり、「ハードよりもソフトにお金をかけたかった」(代表取締役・藤渕安生さん)ため、古い民家を借りたそうだが、実際に人が住んでいた住宅を事業所として使うことで、まるで自宅で過ごしているような、ゆったりとした時間を過ごすことができ、「通われている方やその家族が、日々の生活の中で困ったり、不便に思っていることを共有できたり、より具体的なアドバイスができる」といったメリットも生まれたそうだ。

現在の収支は「事業が継続できる」くらい。6割程度が人件費として計上されるが、職員全員がケアを行っているので、現状のまま推移していけばと考えている。



一日の予定は「今日来られた方」次第

玄玄では、専門的な訓練や全体のプログラム、決まったタイムスケジュールは特にならない。食事や入浴といった基本的なことは行われるが、来られた方の体調や気分で、入浴の順番を変えたり、予定していたプログラムの時間が早まったり、遅くなったり、時には中止されることもあるという。

こうした、一人ひとりに対する“臨機応変、柔軟で丁寧なケア”は、「地域に暮らし、本当にケアや支援が必要な人に丁寧に関わっていききたい」という藤渕さんの思いから生まれたものだ。これまでさまざまな場所で介護の経験を積んできたが、「現在の介護は、本当に必要としている人に届いていないのではないだろうか」と常に疑問に思っていたと言う。



▲居室(左上・下)、玄関(右上)、浴室(右下)。どこの家庭にでもあるような大型家具や調度類は温かな家庭の雰囲気を出している。

そして、「そういった人の手助けをしたい」と、この事業所を立ち上げ、小規模事業所といったスケールメリットを生かした、丁寧なケアを行っている。

また、利用家族との密なコミュニケーションも、玄玄ならではのといえる。利用される方は、他の事業所から敬遠されたり、家族だけの介護では限界を超えたケースも多くある。そこで、密なコミュニケーションを図ることで、利用される方はもちろん家族にとっても力強くサポートしていきたいと考えている。「家族の皆様とも良い関係が築けていると思う。お互い本音で話せる関係づくりができています」そうだ。

小規模通所介護事業所の今後のモデルケースに

玄玄を開いてから、「今後は、地域の中に、こういったスタイルの小規模な通所事業所があちこちできていけば、利用される方にメリットがある。事業所を開設したいと考えている若い人にも、少ないコストで開設が可能となるメリットがある」と感じたという。自身が事業を継続させていくことはもちろんだが、望む職員がいるなら、“暖簾分け”のように、小規模通所介護事業所をさらに開設できればと考えているそうだ。



▲藤渕さん(左)ときゃぶす便り発行人・田河内(右)。実は7年前、一緒に仕事をしていました。

訪問看護の現場より
看護師のきもち

第16回

介護も医療も予防の時代 —訪問看護師の考える事—

訪問看護ステーション「さいの」看護師 玉田八重子



介護保険も医療保険も財政が厳しく、介護サービス利用時にも徐々に制限が厳しくなっているように感じます。医療の方も、もう少し入院を継続したくても退院を言われ、医療依存の非常に高い状態で在宅療養をされている方に出会う機会があります。

厚生労働省は、とにかく「予防重視型」の介護認定の方針で、健康面では生活習慣病予防のための特定検診制度等々、あらゆる施策を出しています。

予防することで「介護される方」「介護する方」「あらゆる立場で支援する方」みんなが楽になるような気がするの私だけでしょうか？ その波及効果は、将来の要介護状態を予防、先延ばし出来たりします。要介護状態が進み、利用者ご本人や周りの人も心身の大きな負担を抱えるより、要支援の予防給付のサービスを利用するほうがはるかに幸せになれるような気がします。

介護予防訪問介護では、すべてをお任せするのではなく「利用者の出来ないところを支援する。」ことです。そのため身体介護と生活援助の区分はありません。例えば、料理などは手助けしていただく感じで、一緒に調理することです。

介護予防訪問看護では、定期的な体調管理を受けることで「体調の異変に早い対応」がなされ大事に至る前に予防が出来ます。予防重視の視点で考えると日常の管理が何よりも大切です。また、自宅で気軽に病気の心配やお薬のこ

と、熱中症や脱水症、インフルエンザ等々の相談が出来ます。何より心強いのは、かかりつけ医の指示で密接な連携を持たれていることではないでしょうか。割増料金で緊急時の対応（24時間365日）もあり、急変時に連絡すると、かかりつけ医の臨時応急の手当てを受けられます。1ヵ月約540円の自己負担の加算で安心が確保されます。

30年近く慢性関節リュウマチを患われている70歳代の一人暮らしの男性の方に出会いました。身体障害者手帳あり、要介護2でした。月2回の生活援助を利用されているだけでした。全体的な健康管理と気心の知れた話し相手という目的で「訪問看護2」月2回の依頼を受けました。生活状況を把握するうちに「週に1回程度の調理の依頼」を提案しました。介護される娘さんの負担や安心の為に、自分で献立を考え頭の活性の為に、栄養のバランス等々、色々理由をつけて了解をされサービスの利用になりました。その間、夜間脱水症で気分不良があり、緊急連絡、訪問も1度ありました。また、検査データを確認して仙骨部のじょく創予防の為に椅子用マットの助言等を行ったりしました。様々なことが大事に至らず、予防ができました。「週1度の調理の為に献立も楽しみになっている。」と言われるようになっています。少しのサービスを工夫することで要介護状態の進行を予防、先延ばしできるのではないかと感じている昨今です。

ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

事業所を立ち上げた事業主さん心得 その⑬ 「助成金—新卒者体験雇用奨励金」

今回は、「新卒者体験雇用奨励金」についてお話します。

今年2月1日に厚生労働省が「新卒者体験雇用事業」をスタートさせました。その取組みの一環として、今回の奨励金を設定されました。

内容は、就職先が未決定の大学生や高校生等の新規学卒者で、卒業後も就職活動を継続している者を体験雇用として受け入れる事業主の方へ支給されるものです。

◆支給対象者は、

- ①平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。
- ②ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の者。

◆奨励金受給の要件

- ①ハローワークに「体験雇用求人」を登録していること。
- ②体験雇用は最長3カ月間の有期雇用であること。（1か月でも可）

③体験雇用開始の日から14日以内に「体験雇用実施計画書」を提出すること。

④体験雇用終了の翌日から起算して1ヶ月以内に「体験雇用結果報告書兼新卒者体験雇用奨励金支給申請書」を提出すること。

◆支給額

対象者一人あたり8万円（1ヶ月目）2・3カ月目は各4万円

注）体験雇用終了後の正規雇用への移行に関しては、他の「雇入れ助成金」の支給対象となりませんので、注意が必要です。

（～欄は6月に改正）

次回から介護労働者の雇用管理改善等に対する助成金「介護基盤人材確保等助成金」についてお話する予定です。

TEL：082（254）6064（ルームシ）

ホームページ：

社会保険労務士法人シャローム

検索



第3回

成年後見人の申立ての手続きについて



司法書士 飯島 きよか

今回は、「本人の財産内容を証明するために、裁判所に提出する書類」のチェック表をご案内します。

1. 不動産に関する資料

<input type="checkbox"/>	(1) 不動産登記簿謄本	物件所在地の法務局で発行。
--------------------------	--------------	---------------

2. 預貯金に関する資料

<input type="checkbox"/>	(2) 預金通帳の写し	預金通帳をもっている人。事前に最新の残高等を記帳して、表紙とその裏側及び記帳されている全ページをコピーする。
<input type="checkbox"/>	(3) 残高証明書	通帳がない場合。預金口座のある銀行で発行。

3. 有価証券(株券・国債・手形など)に関する資料

<input type="checkbox"/>	(4) 取引残高報告書	取引先の証券会社で発行。
<input type="checkbox"/>	(5) 証券の写し	証券を持っている人。表裏両面をコピーする。

4. 生命保険等に関する資料

<input type="checkbox"/>	(6) 保険証書の写し	証書を持っている人。表裏両面をコピーする。
--------------------------	-------------	-----------------------

5. 負債に関する資料

<input type="checkbox"/>	(7) ローン契約書又は借用書	本人(債務者)又は銀行、公社などの債権者。
<input type="checkbox"/>	(8) 支払明細書	銀行、公社などの債権者で発行。

6. 収入内容を証明する資料

<input type="checkbox"/>	(9) 給与明細書	本人又は勤務先の会社等。
<input type="checkbox"/>	(10) 年金証書の写し	証書をもっている人。
<input type="checkbox"/>	(11) 年金改定の通知書	住民登録先の市区町村を管轄する社会保険事務所。
<input type="checkbox"/>	(12) 年金の振り込み口座の通帳	通帳をもっている人。

7. 支出内容を証明する資料

<input type="checkbox"/>	(13) 施設利用料, 入院費等の領収書	本人の入院している施設又は病院。
<input type="checkbox"/>	(14) 健康保険料納付書	本人が所持している場合はコピーする。
<input type="checkbox"/>	(15) 介護保険料納付書	
<input type="checkbox"/>	(16) 固定資産税納付書	
<input type="checkbox"/>	(17) 地代, 家賃などの領収書	家主などの貸し主又は管理会社など。

(以上、福岡家庭裁判所 成年後見申立ての手引きより)

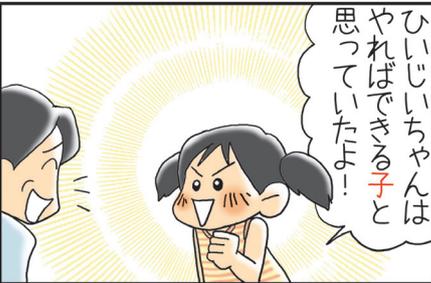
実際に手続きをする際には、本人の意向はもちろん、ご家族、ケアマネージャー、ヘルパーなど、周りの方々の連携が必要です。なお、これらの書類は集めるのが結構大変ですから、成年後見の申立てをすることが確定してから行動にお移りになることをお勧めします。

TEL: 082-502-6485 (月～金 9:30～18:00)

ホームページ: <http://sihou.biz/>

飯島きよか司法書士事務所

※今回より行政書士の山中直美様から司法書士 飯島きよか様にバトンタッチで寄稿頂いています。



編集後記

いよいよ夏本番と言ったところでしょうか。私の一番好きな季節がやってきました。夏はキャンプや花火大会、海水浴などワクワクするようなイベントが盛りだくさんです。夏の暑さと共に私の気持ちも熱くなっております! (荒木)

*皆様からのご意見・ご感想・ご質問をお待ちしております。ご意見等をいただいた方に、キャブスオリジナルエコバッグをプレゼントします。下記までお送りください。
〒730-0845 広島市中区舟入川口町4-2 「キャブス介護事業サポート」

きゃぶす便り定期購読について

きゃぶす便りの定期購読をご希望の方は、お届け先の郵便番号、住所、事業所名(ご氏名)、「きゃぶす便り定期購読希望」と明記の上、下記フリーダイヤルFAX宛てにお送りください。無料でお届けします。